

第31号議案

蒲郡市印鑑条例の一部改正について

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

印鑑登録票に旧氏を登録し、印鑑登録証明書に旧氏を記載できるようにするため提案する。

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

蒲郡市印鑑条例(昭和49年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「外国人住民にあつては住民基本台帳に通称又はカタカナ表記が記録されている場合は、これを含む。」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下この項、第10条第2号及び第12条第1項第1号において同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称又は氏名のカタカナ表記の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称又は当該カタカナ表記」に改め、同条第3項中「磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))」を「磁気ディスク」に改める。

第10条第2号中「、氏」の次に「(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。))」を加え、「住民基本台帳に通称又はカタカナ表記が記録されている場合は、これ」を「、住民票に記載がされている通称又は氏名のカタカナ表記」に改める。

第12条第1項第1号中「外国人住民にあつては住民基本台帳に通称又はカタカナ表記が記録されている場合は、これを含む。」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称又は氏名のカタカナ表記の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称又は当該カタカナ表記」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。